

◆平成22年8月1日から「父子家庭」も対象に

ご存知ですか？児童扶養手当

■児童扶養手当とは？

◎児童扶養手当 父親のいない児童の母親や、父親が重い障害を持つ児童の母親、または母親に代わってその児童を養育している人に支給される手当。従来は母子家庭と養育者（両親のいない児童を養育している人）のみが児童扶養手当の対象となっていました。ひとり親家庭に対する自立を支援するため、平成22年8月分の手当から父子家庭も児童扶養手当の対象となりました。（平成22年12月に8～11月分の手当が支給されます）

【支給対象児童の要件】

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が政令別表第2に定める程度の障害がある児童
- ④ 父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
- ⑥ 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦ 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑧ 母が婚姻によらないで懐胎した児童であるか不明な児童

※該当はいずれの場合も18歳到達後の3月31日まで、また上記に該当しても障害年金、遺族年金、老齢年金などの公的年金や、遺族保障などを受給している場合は、支給の対象にはなりません。

【手当月額】

児童1人の場合、【全部支給】41,720円
【一部支給】9,850円～41,710円
児童2人以上の加算額
【2人目】5,000円
【3人目以降】1人につき3,000円
(月額例) 全額支給で対象児童が4人の場合
(1人目) 41,720 + (2人目) 5,000 +
(3人目) 3,000 × 2人 = 52,720円

※手当では、口座振込みで年3回（4ヶ月分ごと）に分けて支給します。また、受給者や同居している扶養義務者の所得により、一部支給や支給停止になる場合があります。

■所得制限限度額 ※平成22年度課税額(平成21年度中)所得にて算定します。

税法上の扶養親族の数	受給者（対象児童の父または母）所得額		養育者・扶養義務者 該当所得額	【扶養義務者の範囲】 扶養義務者とは、受給者の父母・祖父母・曾祖父母・兄弟姉妹・子・孫・ひ孫など、同居し生計を共にしている直系血族を指します。所得判定は合算ではなく、1人ずつ算定されます。
	全部支給該当所得額	一部支給該当所得額		
0人	190,000円	1,920,000円	2,360,000円	
1人	570,000円	2,300,000円	2,740,000円	
2人	950,000円	2,680,000円	3,120,000円	
3人	1,330,000円	3,060,000円	3,500,000円	
4人	1,710,000円	3,440,000円	3,880,000円	
5人	2,090,000円	3,820,000円	4,260,000円	

※以下扶養親族数が1人増えるごとに380,000円を加算します。
※受給者本人の所得が一部支給の所得制限限度額を超過した場合は、受給資格が認定になっても、手当の支給が全額支給停止されることとなります。また、同居し生計を共にしている扶養義務者の所得が扶養義務者の所得制限限度額を超過した場合も同様となります。

■申請手続

各総合支所市民福祉課に設置してある認定請求書に必要事項を記載の上、各総合支所市民福祉課窓口を受給者本人が提出してください(代理申請は不可)。また、手続きにはある程度の時間を要しますので、時間に余裕を持って申請をしてください。

【申請に必要なもの】

◆印鑑（シャチハタは不可） ◆受給者本人名義の通帳

【個別のケースに応じて必要となるもの】

- ◆対象児童に障害がある場合：身体障害者手帳や療育手帳、精神保健福祉手帳
 - ◆平成22年1月1日時点で登米市に住民登録がない場合：平成22年度課税（平成21年中）所得証明書
 - ◆通学のため対象児童を別居監護している場合：別居監護申立書と在寮証明書もしくは住民票謄本
- ※上記のほかに、ケースによっては、このほかの書類が必要となる場合があります。
※平成22年12月1日以後に申請手続きを行った場合は、申請月の翌月分の手当からの支給算定となりますので、期日まで忘れずに申請手続きを行ってください。

■児童扶養手当が一部減額されます

児童扶養手当受給開始後5年を経過または、受給開始事由発生から7年を経過した場合は、支給額が現在受給中の額の2分の1に減額されます。

※8歳未満の対象児童がいる場合は、8歳の誕生月の前月まで猶予されます。

ただし、下記の「減額対象から除かれる人」に該当する場合は、届出をすることによって継続して手当を受給することができます。

減額対象に該当している人には、福祉事務所から届出についての詳細な通知を送付します。



【減額対象から除かれる人】

- ① すでに就業している受給者
- ② 現在、求職活動をしている受給者
- ③ 一定以上の障害を持っているため、就業が困難な受給者
- ④ 負傷や病気によって、就業が困難な受給者
- ⑤ 受給者が監護する児童や親族が、障害や病気、要介護などの状態にあり、介護のため就業が困難な受給者

【減額（現支給額の2分の1）対象になる人】

- ① 現在就業していない人で、就業が困難な要因がなく、求職活動を行っていない人
- ② 期日まで届出を提出しない人

■8月は現況届・所得状況届の時期です

児童扶養手当と特別児童扶養手当の受給者は、「児童扶養手当現況届」（8月1～31日まで）「特別児童扶養手当所得状況届」（8月11日～9月10日まで）を提出しなければなりません。届け出をしないと、手当が差し止められたり、受給資格がなくなったりする場合があります。

対象となる人には、個別に案内をしますので、受付日時などを確認して期間内に提出してください。

■母子家庭の自立支援事業

市では平成22年度から、母子家庭の母親を対象に、ホームヘルパーや医療事務などの講座受講費用の一部支給や、看護師、保育士の資格を取得するための訓練促進費の支給などを実施します。また県でもホームヘルパーやパソコンの講習会の開催、就学資金の貸付などを実施しています。

支援を希望する際は、事前の相談や確認が必要ですので、事前に下記まで問い合わせください。

事業区分	支援内容	問い合わせ先
自立支援教育訓練給付金	母子家庭の母親を対象に、ホームヘルパーや医療事務などの対象講座を受講する場合、その費用の一部を支給します。	福祉事務所子育て支援課 児童福祉係 ☎0220 (58) 5562
高等技能訓練促進費	母子家庭の母親が、看護師や保育士などの資格取得のため、2年以上養成機関で修業する場合、修業期間について、生活の安定を図るため高等技能訓練促進費を支給します。	
就業支援講習会	ホームヘルパーやパソコン講習会の開催など	県母子家庭等就業・自立支援センター ☎022 (295) 0013
母子福祉資金貸付金	就学資金の貸付など	東部保健福祉事務所登米地域事務所 ☎0220 (22) 6118

【問い合わせ】福祉事務所子育て支援課 児童福祉係 ☎0220 (58) 5562

子ども手当の申請はお済ですか？

市では平成22年4月から子ども手当の申請受付を行っています。子ども手当は、0歳から中学校修了（15歳到達後最初の3月31日まで）前の子どもを対象に支給されます。

4月分からの子ども手当を受給するためには、9月30日までの申請が必要ですので忘れずに申請してください。なお、10月1日以降に申請した場合は、申請の翌月分からの受給になります。

申請が必要な人へは4月に申請書を送付していますが、申請書を紛失された場合は、関係書類をお送りいたしますので下記までご連絡をお願いします。

【問い合わせ】福祉事務所子育て支援課 児童福祉係 ☎0220 (58) 5562

